

# 7

# 土壤汚染対策法Q&A

Q1

工場を閉鎖しますが、何をすれば良いですか？

A1

まずは、水質汚濁防止法に定める特定施設の廃止の届出書を都道府県知事等へ提出する必要があります。

また、特定有害物質を使用していた場合などは、調査義務が発生します(法第3条1項)。都道府県等又は指定調査機関に相談しましょう。

Q2

土地の形質の変更とはどのような行為のことですか？

A2

土地の形状を変更する行為全般を指します。掘削及び盛土などの行為も含まれます。なお、土地の形質の変更の部分の面積とは掘削部分の面積と盛土部分の面積の合計をいいます。

Q3

土地の形質の変更を行う予定ですが、何をすれば良いですか？

A3

土地の形質の変更の部分の面積が3,000m<sup>2</sup>(現に有害物質使用特定施設が設置されている土地にあっては900m<sup>2</sup>)以上である場合は、届出が必要となります(法第4条第1項)。都道府県知事等へ届出を行いましょう。

届出に当たり、環境省令で定める方法により、土地所有者等の全員の同意を得て、指定調査機関に調査を行わせ、その結果を併せて都道府県知事等に提出することができます(法第4条第2項)。

届出には土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面を添付する必要があります。

ただし、盛土のみの場合には、届出は不要です。

Q4

形質変更時要届出区域では、対策を取る必要はないというのは本当ですか？

A4

形質変更時要届出区域は土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがない土地なので、汚染の除去等の措置を行う必要はありません。ただし、土地の形質の変更を行う場合、事前の届出義務等があります。



7

## 土壤汚染対策法Q&amp;A

Q5

指定の申請とは何ですか？書類として何を揃えれば良いですか？

A5

自主的に土壤汚染調査を行って土壤汚染が発見された場合に、その土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定してもらい、都道府県知事等の適切な管理の下におくことを目的とした申請のことです。

指定の申請には

- 
- ①所定の申請書
  - ②申請に係る土地の周辺の地図
  - ③申請に係る場所(範囲)を明らかにした図面
  - ④申請に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
  - ⑤申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類
- 

が必要となります。

申請に係る土地に申請者以外の土地の所有者等がいる場合は、①～⑤に加えて

- 
- ⑥所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類
- 

が必要となります。

Q6

汚染土壤を運搬する事業を行う際にも許可は必要ですか？

A6

汚染土壤を運搬する業の許可に係る制度はありません。ただし、汚染土壤を要措置区域等外へ搬出しようとする者は、搬出に着手する日の14日前までに、都道府県知事等へ届出（法第16条）が必要です。また、要措置区域等外における汚染土壤の運搬については、基準（法第17条）を遵守して行ってください。

Q7

要措置区域等外で見つかった汚染された土壤についても、汚染土壤処理施設へ運搬し、処理を委託する義務がありますか？

A7

土壤汚染対策法上、その義務はありませんが、健康被害の防止等の観点からは運搬及び処理に当たっては、法の規定（法第4章）に準じて、適切に取り扱うことが望ましいと言えます。